

No.6 多発しているトラック - はさまれ巻き込まれの死亡災害事例（2021年）

2021年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者 規模
12	8～10	被災者は、交通誘導員として同僚が運転するヒアブ車（クレーン付き8 t 貨物トラック）に同乗し、鉄くずを回収するため廃品回収業者（被災地）へ向かった。鉄くずをトラックに積み終え、会社に戻るため廃品回収業者の敷地から市道へ出ようとするヒアブ車の誘導を行っていたところ、後退してきたヒアブ車の右後輪に骨盤から左下肢を轢かれた。その後入院治療中であったが死亡したものの。	80109	221	7	10～29
12	10～12	被災者はごみ収集のため、収集先敷地内に設置された倉庫前に塵芥車を停車し、ごみ収集作業を行ない終え、倉庫の扉を閉めていたところ、無人の塵芥車が倉庫に向かって後進してきたため、被災者が塵芥車と倉庫の間にはさまれたもの。	150103	221	7	1～9
11	12～14	被災者は、事業場内の荷の積卸を行うゲート内にて、貨物自動車へ荷積み作業を実施していた。同ゲートのプラットフォームと貨物自動車の間で倒れているのを発見されたもの。災害発生当時、同車は高さ調整のために後輪を乗せていた木製スロープ台から落ちて後方に移動しており、ギヤはニュートラルで、サイドブレーキは十分にかかっていなかった。被災者の死体検案書には死亡の原因に胸背部打撲による胸部狭圧と診断されている。	40301	221	7	30～49
11	6～8	被災者は、工事現場へ向かう途中、自らの運転するダンプAを駐車場に駐車し、ダンプAの前方で工事用の幕の取付けまたは取外し作業していたところ、B社の運転手の運転するダンプBが、ダンプAの前方に駐車のために後進した時、ダンプAに接近しすぎたため、	40301	221	7	1～9

		ダンプ間に挟まれたもの。				
11	12 ～ 14	<p>砕石会社の残土置き場にて、被災者は一人で、最大積載荷重9.4トンドンプトラックの荷台を上げ、荷台と車台フレームの間でグリースアップ作業を行っていた。被災者は荷台降下防止のための安全棒を立てず、ダンプレバーを固定しないまま作業を行っていたところ、何らかの原因で荷台が降下し、荷台と車台フレームの間に挟まれ死亡した。なお、一人作業のため災害発生状況及び時間は推定である。</p>	10909	221	7	1～ 9
10	4 ～ 6	<p>被災者が運送業務出発前にトラクタ（牽引車）とトレーラー（被牽引車）を連結させたところ、当該連結車両が無人の状態で行進したため、被災者はこれを止めようとして当該連結車両とガードレール間に挟まれたもの。その後、近接する工場の守衛が車両とガードレール間に挟まれた被災者を発見し救急通報、病院に搬送されるも死亡が確認された。</p>	40302	221	7	10 ～ 29
10	10 ～ 12	<p>事業場構内原石運搬道路において、砕石場に向かっていた大型ダンプ（以下「ダンプ」という。）が故障により立ち往生した。これにより、後続していた乗用車（社有車で同社の労働者と被災者が乗車）が前進できず、ダンプ後方に停車させ、2名は乗用車から降り、徒歩で作業現場に向かおうとした。その時、突然ダンプが後退し、歩いていた2名のうち被災者がダンプの下敷きとなった。</p>	20209	221	7	50 ～ 99
9	10 ～ 12	<p>被災者が給食センターの敷地内でゴミ拾い業務を行っていたところ、敷地内に保管された牛乳パックの回収業務を行うために別の事業場の労働者が運転、後進させていたトラック（最大積載量：1500キログラム）にひかれ、死亡したもの。なお、被災者の所属事業場は別の場所にあるが、給食センターに直接出勤し、作業後に帰宅する作業形態であった。</p>	150101	221	7	300 ～ 499
	14	<p>被災者は最大積載量2tのダンプトラックを用いて、事業場の土捨て場から道路建設工事の現場まで土砂を運搬していたが、同現場に</p>				10

9	～ 16	においてダンプトラックのキャビン後部（左側）と荷台の鳥居部分の間に下半身をはさまれている状態で発見された。	30106	221	7	～ 29
9	8 ～ 10	10トンダンプトラックの始業点検を行っていた当該ダンプの運転手が、逸走した当該ダンプを止めようとして当該ダンプの左前輪に巻き込まれた。	10804	221	7	10 ～ 29
8	10 ～ 12	被災者は10トントラックの点検整備を行うため、エア式トラックジャッキを用いて車両前方及び助手席側後方の車体を上げ、車体シャーシ部に数本支え棒を入れたうえ車体下部に潜り込んでいたところ、車体がジャッキ支点から滑動して落下し、後輪トルクロッド部に胸部を挟まれ、重症胸部外傷により死亡した。	80202	221	7	1～ 9
8	14 ～ 16	被災者は物流センターの倉庫で荷積みが完了したコンテナを出荷待ちのコンテナ置き場へ移動させる作業をしていた。被災者はトレーラーヘッドを荷積完了のコンテナに近づけ、運転席から降りて、トレーラーヘッドとコンテナを接続した。そうしたところ、トレーラーヘッドとコンテナが前方へ動き出したため、被災者はトレーラーヘッドの前方へ回り込み手で押して止めようとしていたが、押し倒されてトレーラーヘッドに轢かれたもの。	40301	221	7	50 ～ 99
8	16 ～ 18	幼稚園・体育館改修工事、外構工事において、作業員がコンクリートミキサー車後方で作業中、コンクリートの搬入を終え場外に移動するため後退したコンクリートミキサー車左後輪に巻き込まれ被災したもの。	30309	221	7	1～ 9
7	10 ～ 12	民家敷地にコンクリート製擁壁を設置する工事現場において、車両積載型トラッククレーンが、荷の積載作業が終了した後、傾斜した道路を無人で後退して道路脇のガードレール等に衝突し、巻き込まれた被災者が発見されたもの。	30199	221	7	10 ～ 29
7	8 ～	被災者が停車している3tダンプと4tダンプの間に立っていた際、同僚が4tダンプに乗車して運転し後退させたため、被災者が	80109	221	7	1～ 9

	10	3 t ダンプと 4 t ダンプの間にはさまれ、2 日後に死亡したもの。				
7	12 ～ 14	傾斜約 6 度の下り坂に停車させていた貨物自動車（最大積載荷重 3 トン）が、無人の状態の下り坂を自走し始め、下り坂の下方に停車してある普通乗用車と接触しそうになったため、当該貨物自動車と普通乗用車の間に入り、貨物自動車を止めようとしたところ、受けきれず、貨物自動車と普通乗用車の間に挟まれたもの。	150103	221	7	10 ～ 29
7	14 ～ 16	ガス管の布設工事に伴う片側交互通行の工事現場において、路盤材を積み込んだ 3 t ダンプトラックの後退に当たり交通誘導業務を行っていたところ、当該ダンプトラックの右後輪に轢かれたもの。被災者は病院に救急搬送されたものの、死亡した。	170201	221	7	50 ～ 99
5	12 ～ 14	新築工事現場において掘削した土砂を碎石場まで被災者が 2 t トラックで運搬していた。6 回目の運搬時、碎石場において、被災者がトラックを事務所外に停車させ降車し、事務所内において伝票作成の待機中、トラックが前方に動き始めたため、事務所を飛び出しトラックの前方でトラックを止めようとしたところ止めきれず無人のトラックに轢過され死亡したもの。	30209	221	7	1～ 9
5	8 ～ 10	左前輪及び左後輪が脱輪したパッカー車の救助作業中、パッカー車と地面との間に胸部がはさまれたもの。ジャッキを使用して、車体を持ち上げ、左側のタイヤの下に枕木をかました後、後輪付近にベルトをかけ、ガッチャ（荷締機）で右側にスライドさせる作業中であつた。	11701	221	7	10 ～ 29
5	10 ～ 12	道路の拡幅工事において、被災者は交通誘導を行っていた。残土排出のため後進してきた 4 t トラックに轢かれたもの。離れた位置で作業していた作業員が轢かれた被災者を発見し、運転手に停車を促した。その後、被災者は病院へへり搬送されたが死亡したもの。	170201	221	7	10 ～ 29
4	12 ～	被災者は、市道に駐車していた事業場の車両（トラック、最大積載 2 t）のタイヤ交換のため、車両の位置を動かそうとしたがキーがなかったことから、1 人で車輪付きのジャッキを使用し車両を動か	30199	221	7	10 ～

	14	そうと車体前方を持ち上げた際に、坂道に駐車されていたため車両が動き出し、車両に轢かれ下敷きとなり死亡したもの。				29
4	10 ～ 12	午後、配達のために被災場所を訪れた者が、12tのタンクローリーと2tのタンクローリーの間で挟まれている被災者を発見した。タンクローリーの間で両手を上げ、左わき腹が挟まれている状態であった。	170209	221	7	50 ～ 99
3	4 ～ 6	被災者は配送先に荷を運搬するにあたり、出発地点である本件事業場の車庫に来て、同車庫の所定の位置に停めていた本件トラックを傾斜のある車庫出入口付近まで動かした。その後、被災者は、本件トラック運転席ドアと車体との間に挟まれた状態で発見された。	40301	221	7	10 ～ 29
2	8 ～ 10	被災者は1tトラックで配送作業中、勾配のある道路に配送車両を駐車し、降車したところ、トラックが坂を下り始めたことに気づき、それを止めるためトラックの進行方向に回り込み、トラックに轢かれたもの。	10109	221	7	10 ～ 29
2	0 ～ 2	納品先の店舗敷地内において、納品終了後、被災者が運転してきた2tトラックと壁の間に挟まれ、頭部を強く圧挫し死亡したもの。	40301	221	7	10 ～ 29
1	16 ～ 18	事業場敷地内にて、被災者が一人作業で10tダンプトラックの点検・整備を、当トラックのキャビン（運転席部分）を当トラック備え付けのキャビン部分の昇降装置を使用して上げ、その下に入って行っていたところ、下がってきたキャビンと車体（エンジンルーム）の間に挟まれたもの。	20202	221	7	10 ～ 29
1	12 ～ 14	建設現場において、二次下請業者に依頼された燃料小売業者が、ドラグ・ショベルに給油するため、現場に入場し、ドラグ・ショベルの近くで給油車を停車させた。給油車の運転手が、ドラグ・ショベルに向かって移動したところ、給油車が被災者に向かって勝手に後退し、運転手は避けきれずに、ドラグ・ショベルのクローラと給油車に挟まれ、死亡した。給油車が停車した位置は、傾斜になってい	80204	221	7	1～ 9

		た。				
1	16 ～ 18	事業場資材置き場において、作業員が、トラックをダンプアップして、荷台上の廃棄物を、一度にコンテナに入れることにした。作業員が、運転席に座らず、地上からエンジンのキーを回したところ、ギアがバックギアになっており、サイドブレーキの引きが甘かったため、トラックが後ろに急発進し、トラックとコンテナの間にいた被災者が挟まれた。	30209	221	7	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_38.html